

令和2年6月1日

埼玉県内の裁判所を利用される皆様へ

さいたま地方裁判所

さいたま家庭裁判所

緊急事態宣言の解除を踏まえた事件処理の方針等について

(お知らせ)

埼玉県内の裁判所では、政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき期間の延長及び埼玉県の外出自粛要請等を踏まえ、一定の事件を除く民事事件、刑事事件、家事事件及び少年事件について期日を取り消す等の対応をしていましたが、今般、緊急事態宣言が解除されたことから、6月1日（月）以降、順次、期日等を実施していきます。

現在、期日が指定されていない事件についても順次期日を指定しますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、当分の間、期日等の実施件数を抑制する等の運用をしておりますので、指定まで一定程度時間を要する場合があります。

さいたま家庭裁判所本庁における「子の氏の変更許可申立事件」の即日審判手続（申立ての当日に審判する手続）は、当分の間、実施を見合わせます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次のとおり対策を取っておりますので、御理解と御協力をお願いします。

【感染拡大防止のための措置】

- ・ 裁判所に提出される書類の受付業務は行っていますが、できる限り郵送で御

提出ください（手続や申立書については、本サイト内の「裁判手続きを利用される方へ」を御参照ください。）。

- ・ 法廷の傍聴席や待合室では、間隔を空けて着席していただくようお願いしています。
- ・ 窓口や事件関係室において、ビニールカーテンを設置している場合があります。
- ・ 換気のため、事件関係室等の窓、扉を、事件の進行に支障のない範囲で、適宜開放する場合があります。

【来庁される際のお願い】

- ・ 来庁される際はマスクを御着用ください。
- ・ 庁舎内に入られる際は備付けの手指消毒剤を御利用ください。
- ・ 手続や裁判への出席のために来庁される場合で、発熱等の症状があるときは、事前に担当部（係）まで御連絡ください。

御不明な点や不安な点等がありましたら、担当部（係）にお問合せください。